

平成30年 第1回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

平成30年 5月11日 開会

平成30年 5月11日 閉会

浦 白 町 議 会

# 浦臼町議会第1回臨時会

平成30年5月11日（木曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について〔平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）〕
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（浦臼町税条例の一部を改正する条例）
- 6 議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第19号 業務委託契約の締結について
- 8 議案第20号 財産の取得について
- 9 議員の派遣について

## ○出席議員（9名）

議 長	9番 阿 部 敏 也 君	副議長	8番 小 松 正 年 君
	1番 野 崎 敬 恭 君		2番 中 川 清 美 君
	3番 柴 田 典 男 君		4番 東 藤 晃 義 君
	5番 折 坂 美 鈴 君		6番 静 川 広 巳 君
	7番 牧 島 良 和 君		

## ○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

町	長	齊 藤 純 雄 君
副	町 長	川 畑 智 昭 君
教	育 長	浅 岡 哲 男 君
総	務 課 長	河 本 浩 昭 君
総	務 課 主 幹	明日見 将 幸 君
く	らし 応 援 課 長	大 平 雅 仁 君
く	らし 応 援 課 主 幹	中 田 帯 刀 君
長	寿 福 祉 課 長	齊 藤 淑 恵 君
長	寿 福 祉 課 主 幹	鎌 田 隆 司 君
産	業 振 興 課 長	石 原 正 伸 君

建設課長	馬狩範一君
教育委員会事務局長	武田郁子君
農業委員会事務局長	大平英祐君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	加賀谷隆彦君
書記	西川茉里君

◎開会の宣言

○議長

おはようございます。本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。ただいまから、平成30年第1回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。議案の訂正であります。

3月6日開催の第1回定例会において、町長提案の「議案第9号 空知中部広域連合規約の一部を変更する規約について」にて、空知中部広域連合規約の制定年月日が誤っておりましたので、議長の議事整理権に基づき、「平成10年連合規約第1号」を「平成10年7月6日市町村第784号指令」に訂正したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

次のページをお開き下さい。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）

平成30年3月30日

浦臼町長 斉藤 純雄。

予算書においてご説明を申し上げます。

承認第1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）

平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,707万円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」による。

平成30年3月30日

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

はじめに、第2表繰越明許費からご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、1、追加でございます。5款農林水産業費、1項農業費、事業名、産地パワーアップ事業でございます。補正額625万円を追加するものでございます。本事業が年度内に完了することが困難であったため、繰り越すものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。14ページをお開き願います。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額9,241万1,000円の追加でございます。25節積立金におきまして、ふるさと浦臼応援基金に1,659万円、財政調整基金に582万1,000

円、公共施設建設基金積立金に7,000万円を積み立てするものでございます。

3目企画費、補正額779万4,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、主なものは定住促進住宅取得応援助成金につきまして、新築住宅3件、住宅リフォーム等補助金におきましてリフォーム8件の助成を執行しており、執行残として539万2,000円を減額するものでございます。

8目諸費、補正額408万9,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料につきまして、過年度分の還付金と還付加算金の総額によるものでございます。

16ページをお開き願います。3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額363万5,000円の減額でございます。20節扶助費につきまして、各事業の確定に伴い減額するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額545万7,000円の減額でございます。13節委託料につきまして、事業の確定に伴い減額するものでございます。

18ページ目をお開き願います。5款農林水産業費、1項8目水利施設管理費、補正額309万円の減額でございます。11節需用費及び19節負担金補助及び交付金におきまして、基幹水利施設管理事業の確定に伴い減額するものでございます。

11目基盤整備推進費、補正額372万6,000円を減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、農地整備事業の確定に伴い減額するものでございます。

歳出合計7,123万4,000円の追加でございます。以上が歳出のご説明でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。8ページ目をお開き下さい。

歳入につきましても、額の確定に伴うものでありますので、主なものをご説明申し上げます。

1款町税、2項1目固定資産税、補正額168万5,000円の減額でございます。納税義務者からの申し出により固定資産の変更を行ったことにより減額するものでございます。

2款地方譲与税、1項1目自動車重量譲与税、補正額187万3,000円の追加でございます。自動車重量譲与税の確定に伴い増額するものでございます。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金、補正額510万8,000円の追加でございます。地方消費税交付金の額の確定による増額でございます。

7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金、補正額734万5,000円の追加でございます。自動車取得税交付金の額の確定によるものでございます。

9款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額2,575万1,000円の追加でございます。特別交付税額の確定によるものでございます。

11款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、補正額159万6,000円の減額でございます。事業の確定によるものでございます。

13款国庫支出金、2項3目土木費国庫補助金、752万3,000円の追加でございます。平成29年度大雪による除雪経費が増加となったため交付されたものでございます。

14款道支出金、2項3目農林水産業費道補助金、補正額551万9,000円の追加でございます。事業の確定によるものでございます。

16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金、補正額1,659万円の追加でございます。平成2

9年度の寄付金受領額につきましては1億7,159万291円、1万2,129件のご寄付を頂いているところでございます。

歳入合計歳出と同じ7,123万4,000円の追加となっております。

以上が承認第1号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

#### ○5番(折坂美鈴君)

歳出について伺いたいと思います。この補正予算が29年度の事業の完了に伴う補正ということで確認をしておきたいんですけども、14ページの総務管理費の中にあります、地方創生事業費というものがあります。当初予算は20万1,000円という予算が示されておりまして、3月の定例会の補正予算で14万7,000円の減額、これは職員の旅費が減額になりました、視察にでも行かれなかった結果このようになったのかなという理解をしました。

この度、残りの5万4,000円の中で、地方版総合戦略審議会委員に報酬が2万5,000円支払われたという最終的な結果になっていると思うのですが、この地方版総合戦略審議会委員という方がいらっしゃるんだと思ったんですが、その委員の名前をお知らせ下さい。そして会議の開催は何回で内容についてはどのようなものが行われたのか、それについてお聞きをしたいと思います。

#### ○議 長

明日見主幹。

#### ○総務課主幹(明日見将幸君)

折坂議員の質問にお答えをいたします。審議会の委員につきましては北星大学の教授でございます西脇先生が委員長でありまして、委員さんにつきましては町内にございます学校の先生とか、鶴沼ワイナリー、観光とかの委員さんの方をお願いをしております。

審議会につきましては、7月下旬に平成28年の加速化交付金、または総合戦略に紐付く内容を審議いただいているところでございます。以上でございます。

#### ○議 長

折坂議員。

#### ○5番(折坂美鈴君)

名前をちゃんと言えないのでしょうか。何名の方にいくら支払ったかということをお聞きしたいと思います。

それで、この地方創生事業というものが新しく費目が作られたのですか、ということを知りたいんですね。28年度はゼロだったんですよ、予算は。29年度に新しく地方創生事業費というものが創設されたのかなと理解しているんですけども。しかし29年度予算は20万1,000円という予算だったのが、30年度予算になると7,990万という予算にふくれあがったんですよ。それも委

託事業ばかりで。地方創生の審議委員さんの報酬はなくなるんですね。その代わりに産業観光推進  
グランドデザインの委員さんの報酬というのがこの地方創生事業費の中に入ってくるんですけども、これは同じメンバーなんですか。産業振興グランドデザインの委員さんというのは地方版総合  
戦略の委員さんと同じメンバーかということをもっと聞きたいですね。

そしてこの7,990万という30年度の予算の中に出てくるのがジビエの関係の事業とマラニック  
と産業観光推進グランドデザインの事業費、これが出てくるんですけども、その委託事業が入  
って7,990万という事業費が出てくる訳なんですけれども、29年度はマラニックとグランドデ  
ザインの委託料は観光費だったんですよ。それが30年になって何でここに全部入ってくるん  
ですか。ジビエに関しては、29年度は企業誘致の支援ということで商工費だったんですよ。それが総務  
費の中の地方創生事業費というところに全部入ってくるんですけども、こういう大幅な変更とい  
うのがどうしてこうなるのかなというところの説明をいただきたいですね。

前は、地方創生事業というのは総務課の企画係でやっていた、それがどうなのという話になって新  
しく産業振興課という課をつくったんですよ。なので、ジビエの事業とかそういう加速化交付金で  
認められた事業は産業振興の中に出てくるのかなと、そういう意味合いの事業かなと探したらやっぱ  
り総務課の中の総務費という事業の中に全部ひっくるめてジビエとマラニックと産業振興グランド  
デザインが出てくる。この3つが地方創生事業と理解したら良いんですか。どうして大幅に予算が  
変わるのかなというところの説明をいただきたい。あと報酬について。

#### ○議 長

今の折坂議員の質問ですけど、あくまで補正予算についての審議なんですよ。30年度予算  
云々というのは直接的に関係ないとは言いませんけれども、今日の臨時会の議題とはずれる質問にな  
ってくるんですよ。

#### ○5番（折坂美鈴君）

確認をさせていただきたいといたしました。

#### ○議 長

確認ね。数値的なものは、2万9,000円についてはよろしいですか。

#### ○5番（折坂美鈴君）

何名の委員さんに、1回の会議で、名前もはっきりお聞かせ下さい。

#### ○議 長

明日見主幹。

#### ○総務課主幹（明日見将幸君）

後から。すみません。

#### ○議 長

今の段階ではわからないそうです。名前と金額については後でということ。

#### ○5番（折坂美鈴君）

産業振興課でわかっているんじゃないんですか。

#### ○議 長



河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

地方版総合戦略審議会委員というのは総合戦略が始まったときの大本の予算で、議会の方にもご説明させていただいているかと思うんですけれども、産官学、各分野から代表の方を出していただくというような形で、北星学園大学の西脇先生に座長になっていただいて、信用金庫でありますとか、各機関から出していただいて、総合戦略を策定してそれについて審議をいただいて、毎年その進捗状況について審議をいただいて、そこからグランドデザインでありますとか、ジビエとかというのを全部包括した形での委員さんになっております。

今名簿が手元に無いものですから、後ほど名簿とその会議で出席された方には報酬をお支払いしておりますので、出席人数、ご報告させていただきたいと思っておりますのでご了解をいただきたいと思っております。以上です。

○5番（折坂美鈴君）

その点について質問したいんですけれど。

○議 長

はい。

○5番（折坂美鈴君）

地方版総合戦略は27年度からやっているはずですよ。だからそういう審議委員さんの報酬はどこから出ているのかなと思ったんですよ。そうしたら29年度は地方創生事業費というところから出ているんですけれども、前の年の予算はゼロだったんですよ。審議委員さんの報酬はこの費目から出ていたんですか。急に地方創生事業費というのが出てくるので、それで理解が出来ないといっているんです。前の年からあったはずなんです。地方版総合戦略の審議委員さんの報酬は。

○議 長

今の段階では確認できないですか。

河本総務課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。確認しまして後ほどご報告させていただきたいと思っております。

ただ、この会議は総合戦略を策定する前段から毎年開いておりますので、予算科目、確認をいたしますけれども、企画統計係で担当しております、総務課の方で報酬については毎年支出をしているものであります。以上です。

○議 長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

色々変わることが私は理解できない、と言っているんですね。予算額についても地方創生事業が29年度20万1,000円だったものが、30年度が7,900万に莫大にふくれあがるわけですよ。中身を見てみると色んなところの事業がここに全部突っ込まれているという。ちょっと見逃せな

いなと思ったんですけれど、どうしてこういう形になるのか。

地方創生事業が総務費の中にまだ入っているということが私には理解できないんですけれども、なんのためにやっているかというところで理解したいんです。委託料だから総務費に入れるということではないですよね。ジビエやマラニックやランドデザイン、これをなんのためにやるんですか。産業振興のためにやるんだったら、なんでここにあるのかなということが私には理解できない、という意見なんですけど、分かるように説明していただきたいです。

#### ○議 長

直接的に補正とは関わりは無いんですけれど、年によって科目が変わるということについて。

答弁なければ。

川畑副町長

#### ○副 町 長（川畑智昭君）

詳細につきましては、納得していただけるようなお答えは出来ないかと思っておりますけれども、地方創生ということで30年につきましては地方創生ということでひとくくりで予算につめて、地方創生自体は総務の方で所管しておりますので、地方創生費としてひとくくりとして総務費の中に組んだということ。

去年とどうして大きな変化があったのかということは、今からはご説明しづらいですけれども、地方創生費の中で一つの費目を組んだということで今回の30年度予算につきましては提案させていただいたところです。昨年度の比較につきましては、ばらけていたものを一つにまとめたということで、管理しやすくしたということをご理解をいただきたいと思っております。

#### ○議 長

折坂議員。

#### ○5 番（折坂美鈴君）

それでは、今後はどうなるかということをお伺いしたいです。今ジビエ事業として建設しますよね。施設の建設費が9月の定例会に上がってくるんです。それも地方創生事業ということで総務費の中に建設費が上がってくるんですか。

#### ○議 長

30年度予算に関わってくる問題なんですよ。議題はあくまで29年度の補正ということでの承認第1号の議案なんです。ですから、議事の進行上これ以上やっても町としても明確な答えが出る気配がありませんので、29年度補正予算という観点から議事の進行をしたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

牧島議員。

#### ○7 番（牧島良和君）

17ページですが、民生費社会福祉総務費で、償還金及び利子割引料90万6,000円の臨時福祉給付金等給付事務費、補助金の返還がなされているところではありますが、結果として受給されるべくものが受給されなかった結果になるのかなと思っておりますが、当初予算ではおおよそ予想されるものの数字をうって出されながら、前回の予算との比較は私が今こうだということではできていませんが、

90万6,000円、そのうちの事務費を含めて返還金があるわけで、補助金の返還に至った原因、件数までも分かれば教えていただきたいと思ひますし、期待するならば、予想される数字がまだ圧縮されていて当然ではないのかなと思ひますけれども、したる要因について説明をいただきたいと思ひます。

○議 長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の90万6,000円につきましては、あくまでも給付に係る事務費でございます。給付金が減ったとか、対象者が減ったのとかという部分ではなく、これに係る事務の費用について支出する必要がなくなったので返します、という経費でございます。従いまして、対象者がどうのこうのとか、そういう部分ではないということをご理解いただければと思ひます。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

安心しました。当然の仕事として、支給されるべきものは可能な手を尽くして、今までもそれようの案内も出しながら外郭団体も協力してもらいながら、完全の支給に努力されていたと私も見ていたものですから、補助金及び事務費でこれだけということになるとすごく大きいなど。

であれば、当初予定していた事務費にこれだけ圧縮される理由とは何なのでしょう。

○議 長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

この事業は平成27年から続いておりまして、事務費につきましてはその都度繰越し等々、国が繰り越して必要な事務費を使って下さいということで、前倒しで事務費が先に来ている状況でした。それが最終的に29年度で終了しましたので、全ての事務費を精算しますとこの90万6,000円が使わなかった部分でしたので、今回還付金として27年・28年の事務費も含めて戻すということになっているところでございます。以上です。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今の言葉だと、3年間の事業だから事務費だけが前倒しの部分として返還金も、と言われたけれども、返還金の中にもなんぼかあるという。今のお答えからすればそういう読み取りも出来るわけですが、事務費としての純然たる返還のお金ですよ、ということですか。

○議 長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

今回につきましては、平成27年の繰り越し分が最終的な精算で今回還付となったものでございます。以上です。

○議長

ほかに質疑ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

15ページです。諸費の中で、先ほど協議会の中でも説明を受けているわけですが、諸費の町税等還付金の408万9,000円、この具体的な説明を再度いただきたいと思います。

○議長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

この還付金につきましては、納税義務者の方から申し出がありまして、現時点で課税している土地、家屋等につきまして、現状と合わない部分が見られるので検討して欲しいという申し出がございました。それを受けまして町としては、納税義務者の方と協議、また検討、町として確認をし、土地の部分につきまして地目変更、それから家屋につきましては一部減築が判明したために、その分それぞれ双方合わせまして、現年分につきましては、歳入において固定資産税で減額、法律上5年遡るということのでございましたので、遡った部分、今回の408万9,000円を還付するという形でございます。以上です。

○3番（柴田典男君）

歳入の方で固定資産税について現年分の168万5,000円が確かに減額されているわけですが、差額については5年分遡ったということになりますけれど、地目変更は登記として確認はしたんですか。

○議長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

一応課税にあたりましては現況課税ということになっておりますので、現況がどうかという部分の確認をしたところでございます。

○議長

ほかに質疑ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私も関心があるのはそこなんです。現況課税だから2年前なのか5年前なのか、その位置づけです。柴田議員が聞いたのは土地でいえばその土地の地目変更なり、家屋であれば解体年度が何らかで分かると。そこが見えないとならないですよ。

もっといえば10年前のものもあるかもしれないけれども法制上5年間ということになります。ですから、そのところが、今の時点の確認が全て5年前という話ではないと思うんだけど、そこは大

丈夫なんですか、という聞きようです。

このことから補正予算での年度末補正ですからこのことに関わって我々も1月1日に固定資産等々の申告はするわけですね。納税者の側からすれば正しくされていると思うけれども、こういう減額試算があればその都度正確に出して行って、不利益の内容に共々しなければならないしそういう行政的なお仕事の仕方も当然求められると。私意見を付しながら今の質問にお答えをいただきたいと思えますけれども。

○議 長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

家屋につきましては、減築をしたのが平成24年度は確認を出来ております。今回の確認で判明しました。5年遡るといふことであれば平成25年ですので、ちょうど25年からその分の課税が変わるといふことのでございましたので、25年度から29年の5年間について計算を起こし、29年度については現年といふことですので、ここに乘っているのは5年遡るといふながら4年分の還付をするものでございます。

土地につきましては、何年前からといふのはさすがに判明をしません。ただ、5年前のうちの方の航空写真等々もございましたので、それらも含めて相手方と協議をさせていただきました。その中で相手方も申し出の中でうちとしてはここは現況このままですよ、という部分も確かにありました。その中で色んな検討をした中で確認できたものについてのみ、法律上5年なので、といふことで相手との協議の中で相手方も納得していただいて今回平成25年分から還付をする、という形をさせていただいたところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今ので、参考までに教えていただきたいんですけども、例えば宅地としての課税率は高いと思うんですけど、地目変更ですよ、現況は科目を建物を建てないで、雑種地としての処理をしたのかなと思うんですけど、例えば一般家庭の中でも廃屋を結構片付ける方がいらっしゃいます。今の古い家屋が危ないといふことで、かつては宅地だったところが片付けられて荒地地となっている場合、それは課税の対象としては減額の対象となるんですか。参考までによろしくお願いします。

○議 長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

今回の中に実際に宅地もございました。確かに現況等々全部調べますと宅地がなくて、例えばそこがそのまま牧草地としてなっている部分、また雑種地等々になっている部分ございましたので、それはあくまでも現況に合わせて全部地目変更をさせていただいた部分でございます。

これが答えになるかどうかあれなんですけれど、今回の部分についてはそういう形で処理をさせて

いただいたというところでございます。

○議 長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

再度確認です。先ほど登記したんですかと聞いたのはなぜかといったら、現況ですよ、という返事をしたのでそれで再度質問したんですけれども、現状の中で確かに地目は宅地だけれども、現況の中で雑種地ですよという現況が結構あるわけです。そういうところは課税対象として町としてはそれは雑種地としての課税対象なんですかということをお願いしたんです。

○議 長

大平くらし応援課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

登記で宅地であったとしても、現況で建物が無い状態だから即雑種地にするということではありません。あくまでも宅地としての利用が可能であればそれはそのまま宅地のままになるかなと思います。それは現況による、全部が全てということではないかもしれませんが、今回についてはあくまでも宅地として利用できる場所を雑種地に変えたところはありません。あくまでも宅地だったのが牧草地になっている。現況から間違いなく畑、牧草地等々になっている部分だけ、相手方との協議の中でその部分だけ地目変更させていただいたということでございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号

○議 長

日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い本条例を専決処分により改正したものでございます。

ここですみません、大変失礼しました、訂正を一つお願いします。今の提案理由の中で下から3行目でございます。一部を改正する「の」が入っております。この「の」を削除願います。大変失礼いたしました。

それでは次ページをお開き下さい。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日

浦臼町長 斉藤 純雄。

改正内容につきましては別添参考資料にてご説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き下さい。

なお今回の改正は国の地方税に関する法律等の改正に伴い、浦臼町税条例において必要となった条文について規定の整備や国の法律等の改正に併せて改正したものでありますので、主な部分のみご説明をさせていただきます。

まず1ページ目、第20条でございますが、改正前、第48条第3項となっていたものを、第43条第5項、また第52条となっていたものを、第52条第1項及び第4項、また、文言の整備として、2行目になりますが、第139条第2項及び、と書いてあるのを「及び」の部分につきまして、これを「並びに」と改正したのようになります。また第24条では、第53条の2の規定によって、の「によって」という部分を「により」と文言の整備で改正したものでございます。

このように、今回の改正のほとんどはそれぞれ対象条文との変更や文言の整理となっておりますが、引き続き5ページをお開き下さい。5ページの第52条では、法改正を受けまして新たに第2項、第3項、第5項、第6項を追加し、以前からあった第2項を第4項とするなどの改正を行っております。

あと以下の条文につきましてはご覧いただければと思います。

それでは議案の12ページにお戻り下さい。12ページは附則でございます。

附則第1条 この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の浦臼町税条例第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後の同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税にかかる延滞金について適用する。

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税についてはなお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上が、承認第2号 専決処分した事件の承認についての説明でございます。ご審議いただきご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長



起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第18号

○議長

日程第6、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

提案理由、地方税法施行令等の一部を改正する政令に伴う改正、あわせて平成29年度分所得額および平成30年度固定資産税の確定により、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については別添参考資料にてご説明させていただきますので17ページをお開き下さい。

まず第2条におきましては、第1項において政令改正に伴い、国民健康保険税の課税額を（1）基礎課税額、（2）後期高齢者支援金等課税額、（3）介護納付金課税被保険者に月算定した介護納付金課税額の額の合算額とすることをそれぞれの課税額を定義しながら規定しているものでございます。

次のページをお開き下さい。2項では、課税限度額を54万円から58万円に改正するものでございます。

次に、第3条では、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を12%から8%に改正するものでございます。

第5条では、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を3万円から2万8,000円に改正するものでございます。

また第5条の2では国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を3万円から2万8,000円に改正するものでございます。また、特定世帯及び特定継続世帯はそれぞれ1万4,000円、2万1,000円に改正するものでございます。

第6条では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率を2.0%から2.3%に改正するものでございます。

第21条では政令改正により、国民健康保険税の減額について、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴う改正を行っておりますので、それぞれご覧下さい。

次のページをお開き下さい。第23条の2では特例対象被保険者等に係る申告に当たっての文言の改正を行っているところでございます。

それでは議案の15ページにお戻り下さい。

附則第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

第2条 改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第18号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第19号

○議 長

日程第7、議案第19号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

議案第19号 業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結する。

平成30年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

契約の名称でございます。浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新業務委託。

契約の目的は、浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新業務の代行施行でございます。

契約の方法としましては随意契約としてございます。

契約の金額でございますけれども、1億9,332万円でございます。

契約の相手方は、樺戸郡新十津川町字中央6番地29 ピンネ農業協同組合 代表理事組合長 宮本英靖。

以上が議案第19号 業務委託契約の締結についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

#### ○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

#### ○7番（牧島良和君）

この代行契約というのは従前の形で、私も記憶の範囲で正確ではないんですけどあったのかなかったのか、その点。

それから、この施設の老朽化に伴う全体像でありますけれども、積算根拠を特別私たちには分からないところでいます。これだけかかるんだなという内容であります。少し積み上げの数字がわかれば是非お聞きしたいと思います。

それからもう一つ。随意契約、代行施行によるものでありますけれども、農協と町との関わり、農協がその仕事をやる時に、プラスマイナスが出たときの部分では、通常町の直接の予算化の動きですとプラスマイナス出たときはそれような数字が出てくるわけですが、今回の代行施行ということでの契約はそういうことはないのか。これで一発お願いします、残っても足りなくてもこれでやりなさいと、そういう理解といたしますけれどもそれでよろしいでしょうか。

#### ○議 長

石原課長。

#### ○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まずこの代行施行といいますか、こういった業務につきましては以前ライスターミナルを建設した際に、代行施行という名称ではございませんけれども、系統施行という形でホクレンとそういった形で実施してございます。

代行施行の次に精算という意味でのご質問でございますけれども、今ライスターミナルを改修するためにまず代行施行の協定書というのをピンネ農協と町が交わしてございます。これにつきましては、施設の運用、設備の内容等熟知している指定管理者であります農協さんに、こういった工事をしたら良いのかという部分を町にかわってやっていただく、という協定を結んでおります。その協定後、実際、農協さんが町にかわりその施設の内容を設計等全て積算したうえで業者さんと契約を交わして、後の町との契約という形で札を入れていただきながら見積もり合わせで契約をしているという流れになってございます。

積算根拠という部分につきましては、農協さんの方から代行施行した後に農協さんからこういった工事内容でこういうふうな積算根拠で農協サイドの設計書をつくりましたということで町に伺いを上げてきていただいています。それを町として内容を確認したうえでこれでよろしいですよということで予定価格について承認しまして、農協さんの方で入札執行といいますか、契約行為をしていると

いう流れになりますので、農協から提出あった積算の見積書といたしますか、手元にございませんで、それぞれの区分の金額というのはお答えできないわけですが、今申し上げた契約金額につきましては、うちの方の予定価格でいきますと落札率というのが85.15%というような金額となっております。

設計変更といたしますか、そちらにつきましては、これから発注した後、現場と突合しながら変更が必要となればその部分は現場の施行に合わせて設計変更をしていくというような形になってございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

そもそも今日の前段でもう少し詳しく、内容的には時間を取ってということであったけど、会議の時間が迫ったからお聞きすることなく本会議の時間に入っているわけですが、今の説明ですと積算した数字が今までにもう出されていて、現段階での85.15という数字が今回の契約金額の数字と読み込んで良いのかなど。設計変更があった場合についてはマイナスの設計変更もあるかもしれませんが、今後の中ではプラスマイナスもあるということで理解をして良いのですね。その確認。

積み上げの数字が、後々今手元に無いことなので残念だけれど、私どもがその数字を見て分かるか分からないかというのも非常に責任も重いところなんだけれど、外構工事、本体工事、施設工事等についての数字を示していただきたいと思います。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えします。増減は状況によって発生していきますので、その際に契約変更というのは生じてくると認識しております。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第19号 業務委託契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第20号

○議 長

日程第8、議案第20号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第20号 財産の取得について

次のとおり財産の購入契約を締結する。

平成30年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

提案理由につきましては昭和39年4月1日浦臼町条例第16号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1. 名称・種類・数量につきましては、除雪トラック専用車（10トン級）1台でございます。
2. 契約の目的につきましては、冬期間の町道等の除雪とし、平成30年度社会資本整備総合交付金で購入するものでございます。
3. 契約の方法につきましては指名競争入札でございます。
4. 契約の金額につきましては、4,595万4,000円。うち消費税額340万4,000円でございます。
5. 契約の相手方につきましては、札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号 UDトラックス北海道株式会社 代表取締役 古舘 利幸でございます。

以上が議案第20号の内容でございます。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第20号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議員の派遣について

○議長

日程第9 議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全て終了しました。

したがって、平成30年第1回浦臼町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時05分